

指定管理者管理運営状況検証調書①

令和8年7月13日

施設名	香川県ふじみ園 香川県ふじみ園福祉ホーム	所在地	丸亀市飯山町東坂元3667番地
施設所管課	健康福祉部障害福祉課	施設所管課 連絡先	総務・県立施設G 087-832-3291
指定管理者名	社会福祉法人 香川県社会福祉事業団	指定期間	令和2年4月1日～令和9年3月31日

1 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	①施設の管理に関する業務 ②施設の維持管理に関すること ③施設の利用の許可に関すること ④利用料金の収受に関すること ⑤その他施設の管理運営に必要な事項	県からの 委託料	R2 : 68,500,000円 R3 : 69,600,000円 R4 : 70,500,000円 R5 : 68,600,000円 R6 : 68,500,000円 R7 : 92,721,890円 R8 : 91,922,660円
---------	--	-------------	--

2 施設の利用状況等

(単位：延人数)

利用者数 (稼働率)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	7年度	228	227	226	229	233	231	232	231	232	235	228	229	2,761
	6年度	224	225	227	227	219	228	231	229	232	233	229	234	2,738
	5年度	226	229	231	236	232	230	228	228	229	224	224	225	2,742
	4年度	214	214	216	219	219	217	221	217	219	224	218	222	2,620
	3年度	230	228	232	236	225	221	226	226	230	220	217	216	2,707
	2年度	229	228	231	250	233	233	243	243	240	231	233	232	2,826

(単位：円)

利用料金収入 (使用料)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	7年度	42,888,097	43,123,592	43,886,193	46,912,310	42,861,983	40,982,023	47,183,302	43,882,394	49,557,832	39,791,478	41,398,078	45,762,140	528,229,422
	6年度	37,353,346	54,828,548	26,084,654	39,168,482	41,162,973	38,144,836	42,222,803	43,472,739	41,733,784	38,950,521	37,630,225	42,226,894	482,979,805
	5年度	37,275,942	36,887,480	39,491,068	38,070,926	36,684,148	36,826,638	40,137,432	36,238,193	36,482,580	35,222,261	34,595,857	39,177,091	447,089,616
	4年度	36,037,693	36,198,382	42,041,770	36,438,538	40,034,153	36,910,317	35,287,554	37,961,538	34,575,505	35,937,648	34,921,504	39,509,475	445,854,077
	3年度	36,940,926	35,189,385	37,622,918	36,491,062	36,548,206	36,342,373	36,446,080	35,709,298	35,709,797	35,186,477	32,702,378	37,268,813	432,157,713
	2年度	38,273,995	34,627,633	39,562,444	37,348,453	36,014,551	36,668,038	38,936,041	35,668,715	37,240,263	35,415,222	32,373,741	40,858,551	442,987,647

※7年度3月分は、未確定

3 利用者からの意見への対応

利用者意見の 把握方法	利用者や保護者、地域関係者等が施設を見学し、意見等を述べる地域連携推進会議を開催するとともに、利用者に対するアンケートの実施、利用者自治会や保護者会総会、保護者連絡会に参加し意見を聞いたり、保護者との連絡ノートを活用する等により、日常的に利用者の意見や希望の把握に努めている。(利用者アンケート実施：3年度、6年度)
----------------	--

利用者からの積極的な評価
地域連携推進会議では、参加者から温冷配膳車で温かい食事が提供されるのが良い、利用者が楽しそうでいい笑顔であるなどの意見があった。
スプリングフェスタや県外旅行などの行事、週5日又は6日の入浴について好評である。また、定期的に保護者会総会や保護者連絡会への参加や連絡ノートの活用など、さまざまな機会を通じて意見聴取や支援サービスの向上に努めており、個別支援計画策定時等においても、支援計画や行事等について積極的な評価が得られ、ふじみ園の利用継続を望む声が多く、良好な評価を得た。

利用者からの苦情・要望	対応状況
苦情解決制度に基づく苦情申出件数：2年度から7年度まで0件	苦情解決制度実施要綱に基づき、苦情受付後速やかに内容を検討し、苦情解決委員会を開催するよう制度を整備している。
給食がおいしくない、自分の好きなメニューにしてほしいなど、利用者から給食の改善を求める意見がある。	毎月、給食委員会を開催し、給食の改善を求める利用者の意見をメニューの見直しに反映させている。
施設の老朽化に伴う懸念やバリアフリーなどの要望がある。	施設の改築や改修については、県において建替構想が具体化しつつあり、評価されている。各施設の修繕箇所についても、保護者会総会や保護者連絡会において具体的に説明し、理解や協力を得て進めている。
利用者や保護者から、日帰り旅行や外出については高い評価を得ているが、回数を増やしてほしいとの意見がある。	利用者や保護者から、日帰り旅行や外出については高い評価を得ているが、回数を増やしてほしいとの要望もあるため、体調等も勘案しながら、グループ外出や買い物外出の機会を増やしている。

4 管理運営状況の評価

項 目	細項目	指定管理者による自己評価	施設所管課の評価	人事課の 評価
適正な管理運営の確保の状況	利用許可	法令、運営規程等に基づき、重度障害者の高いニーズに応え、施設入所支援や日中の生活介護サービスを提供している。 また、中程度障害者に対して、施設入所支援に加え、日中支援サービスとして生活介護、就労継続支援B型など多機能型サービスを提供し、個々の障害者の特性に応じたサービスを提供している。 さらに、相談支援センターにおいて、障害者に対して幅広い相談に応じるほか、発達障害者支援や障害児に対する療育等支援事業を実施している。	待機者はあるが受付け順に入所させており、調整等を行っていない。法令等に基づき、適切かつ迅速な利用許可を行っている。	A
	建物・設備の保守点検及び維持管理	関係法令を遵守し、年間計画に沿った定期的な保守点検を実施しており、緊急時においても迅速に対応できる体制を整備しているほか、建物、設備等の必要な修繕を行うなど、適切な維持管理に努めている。	施設の総合維持管理業務を専門業者に委託しており、専任職員が週1回来園して点検等を行うなど、適切な維持管理業務を行っている。	
	安全性の確保	防災環境委員会を中心に、事故防止等各種マニュアルに基づき、ヒヤリハット対策や安全カメラ、赤外線センサーの設置のほか職員の防犯訓練や消防署・団と合同での防火訓練の実施、地域の防災避難訓練に参加等により安全確保に努めている。	防災環境委員会において、避難訓練の計画や事故防止対策についての検討を行い、避難訓練や消火訓練を定期的実施している。 施設内の共用部分には「安全カメラ」を設置するとともに、屋外には赤外線センサーや防犯カメラを設置し、利用者の安全確認を行っている。 また、地域の防災避難訓練にも参加している。	
	物品・備品管理	県からの貸付物品については、貸付契約に基づき、善良なる管理者の注意をもって適正に管理しており、毎年度末に管理状況を県に報告している。 固定資産については、固定資産管理責任者を置くとともに、固定資産管理台帳を備え、毎年度末に照合するなど、適正に管理している。	県からの貸付物品については、年度末に県の確認を受けており、適切な管理に努めている。 また、ふじみ園保有備品についても、固定資産管理台帳に登載し、定期的に職員による現品確認を行って、理事長まで報告する等適切な管理に努めている。	

法令等の 遵守等	法令等の遵守	コンプライアンス責任者（園長）を置き、労働・福祉関係法令等を遵守し、利用承認等も適切に行っている。特に、社会福祉法に則った適切な会計処理を行うため、職員の規範意識の徹底や内部牽制機能、税理士や監事によるチェック体制の強化など、社会福祉法人としてのコンプライアンスの向上を図っている。専門性の高い業務については、事前に県の承認を得て再委託している。また、業務の実施に当たっては、暴力団排除条項を契約書に明記するなど適正に執行している。	労働関係法令や福祉関係法令等を遵守するとともに、再委託については、事前に県の承認を受け適切に実施している。	A	A
	職員配置	障害福祉サービスの提供に支障が生じることのないよう法令等に基づき必要な人員・資格者等を適切に配置している。利用者の重度化高齢化が進んでいるため、支援員の加配や作業療法士、臨床心理士による専門的な支援を実施している。相談支援センターでは、地域のニーズがますます高まっており、中西讃の拠点としての役割を果たすべく、専門性の高い人員を配置して、体制整備と人材育成に努めている。	障害者総合支援法に基づく支援員（介護、訓練、看護関係職員）配置基準に沿って職員を配置している。重度化、高齢化した利用者の処遇に対応するため、おおぞら（重度棟）については、配置基準を上回る職員を配置している。		
	緊急時の体制	危機管理マニュアルを作成し、関係機関との緊急時の連絡体制を定めているほか、火災時における自衛消防隊（夜間・日中）の編成、職員の緊急連絡網の整備を図っている。また、不審者対策として非常通報機器の設置、総合施設維持管理委託業者への連絡体制など、緊急時における必要な体制を整備している。	危機管理マニュアルを策定し、関係機関との緊急時の連絡体制を定めており、火災時における自衛消防隊を編成するとともに、職員の緊急連絡網を定めている。また、不審者対策として非常通報機器を設置し、県警との直接連絡体制が取れるよう整備している。		
	県の指示事項への対応	県からの指示事項については、迅速かつ適切に対応し、理事会及び評議員会に報告している。	県からの指示事項については、常に的確に対応できている。		
	個人情報の保護	「個人情報保護に関する規程」及び「情報公開に関する規程」に基づき、個人情報の適切な収集、利用、管理、提供、公開等に努めている。	個人情報に係る書類等は、金庫等において厳重に管理している。施設において、個人情報保護に関する規程を定め、適正に取り扱っている。		
労働関係法令 遵守の状況	労働関係法令	労働基準法等労働関係法令を遵守し、法令に基づいた就業規則や給与規定を制定し、適切に運用している。法令の適合性や適切な運用を確保するため、適宜、社会保険労務士の指導助言を受けている。また、衛生委員会を毎月開催し、産業医の指導の下職員の健康や職場の衛生環境の向上に努めている。	36協定は職員代表と締結している。労働基準法等労働関係法令を遵守し、法令に基づいた就業規則や給与規定を制定し、適切に運用している。社会保険労務士と契約を締結し、労働関係問題（労務管理、ハラスメント、職員研修等）について助言や指導を受けるなど適切な対応を行っている。また、衛生委員会を毎月開催し、産業医の指導の下職員の健康や職場の衛生環境の向上に努めている。	A	A

利用者サービスの維持向上の状況	利用者数の状況	「おおぞら」は、重度障害者の生活介護、入所支援サービスを行い、ニーズが高い。 「だいち」は、日中サービスの「生活介護」や「就労継続支援B型」のニーズが高い。利用期限のある「生活訓練」及び「就労移行」サービスは、ニーズは減少しているが、施設入所支援と併用利用されている。相談支援センターは、地域の障害者のニーズは高い。	おおぞら（重度）・だいち（軽度）共に受入れ可能な最大数を受入れている。近年は通所の利用も多い状況である。 「生活訓練」及び「就労移行」は、サービスは継続しているも、民間施設での利用もあり、ニーズが減少している。 相談支援事業所は、地域のニーズが高く、他施設に比べて多数の相談に対応している。	A	A
	利用促進	特別支援学校や各種支援機関等との情報交換や地域交流行事のほか、広報誌を活用して支援内容を周知している。 また、相談支援センター事業を通じて市町関係機関との連携や、短期入所・日中一時支援事業受け入れ等を通じて利用促進に努めている。	就労関係事業については、特別支援学校への訪問や各種支援機関等への情報提供等により、利用促進を図っている。 また、短期入所や日中一時支援事業については、相談支援センターや各市町関係機関との連携により、利用促進を図っている。		
	各種事業・プログラムの内容	入所支援施設に加え日中支援として多機能型サービスを実施し、障害者の特性に応じた支援を行うほか、相談支援センターや福祉ホーム、グループホームを併設し、地域の中核施設として障害者の幅広いニーズに答えている。	入所支援に加え日中支援として多機能型サービスを実施している。また相談支援センターや福祉ホーム、グループホームを併設し、地域の中核施設として地域のニーズに答えている。		
	利用者満足度調査	利用者アンケートのほか利用者自治会や保護者会、地域連携推進会議における意見聴取や連絡ノートの活用などを通じて意見や要望を園内で分析し、サービス改善に努めており、評価を得ている。	定期的に、利用者アンケートを実施し、結果は施設内に掲示するとともに保護者等へも報告している。 また、利用者自治会や保護者会、地域連携推進会議でも意見聴取しており、結果は保護者等に報告している。 アンケートに記載された要望等の意見は、以後の支援の改善等に活かしている。		
	苦情等への対応	各寮と管理棟玄関に苦情箱を設置し、苦情の申し出があった場合は、速やかに状況を確認後、苦情解決委員会を開催し、必要に応じて第三者委員の助言も得て、説明するなど、申出者の理解を得ている。また、処理結果について、第三者委員に報告するほか、結果を分析してホームページに掲載している。	各寮と管理棟玄関に苦情箱を設置するとともに、電話等による苦情も受付けている。 苦情の申し出があった場合は、苦情解決検討委員会に諮って対応を検討し、その結果はHPで公表している。		
	広報、PR、情報提供の実施	ホームページ、広報誌「ふじみ園だより（年4回発行）」、パンフレット、リーフレット、寮新聞等を活用し、サービス内容、活動状況、行事予定等の情報提供やPRを行っているほか、地域における公益的取組や年2回の地域交流行事の開催等により、利用者、保護者、地域住民の理解と協力のもと、利用者サービスの維持向上に努めている。	HPでは、行事予定や園芸苗の販売情報などを掲載し、園のPRに努めている。 公益的取組としては、在宅高齢者や障害者を対象とした、ふれあい訪問事業、寄せ植え教室、居場所づくり事業、スプリングフェスタの開催などを行っている。		

収支の状況	経費節減の取組	予算の計画的かつ適正な執行管理に努めるとともに、競争原理の導入や省エネの取組、物品のリサイクル等による職員の意識改革、職員による環境整備の実施など、日々、経費の節減に取り組んでいる。	県の会計基準を参考に、一定金額以上の契約については、一般競争入札により行っている。 また、管理経費削減のため、管理棟以外の清掃は職員等が、草刈りや園内の剪定は職員で行っている。	A	A
	収支の状況の把握	毎月末日における月次試算表を作成し、収支の状況を把握するとともに、その分析や原因究明を行い、経営管理委員会等で今後の運営について協議している。また、毎年度の監事監査により、計算書類及び財産目録の確認と照合を行うなど、適切な収支状況の把握に努めている。	毎月の経営管理委員会において、試算表や収支分析等を行っている。 また、監事に対しては、毎月の経営管理委員会の状況について報告をしている。		
	会計処理の状況	社会福祉法人会計基準、経理規程等に基づき、統括会計責任者、会計責任者、出納員及び会計職員を置き、日々適正かつ正確に会計処理している。また、毎月、顧問税理士による試算表のチェック及び指導助言を受けているほか、3月ごとに監事（公認会計士）による業務及び財産状況調査を実施している。 また、現金、預金通帳、印鑑等については、それぞれ保管責任者を置き、適切に保管している。	毎月、顧問税理士の検査を受けているほか、3ヶ月に1回監事（公認会計士）による業務及び財産状況調査を行っている。 また、統括会計責任者（園長）、会計責任者（次長）、出納員、会計職員3名を置き、適正な会計処理に努めている。 印鑑や預金、現金の管理は責任者を定め、適切に管理している。		

《評価指標》 S：従前の管理水準や仕様書等に定める水準を上回っている。
A：従前の管理水準や仕様書等に定める水準を実施している。
B：従前の管理水準や仕様書等に定める水準を概ね実施しているが、一部改善を期待する部分がある。
C：従前の管理水準や仕様書等に定める水準を下回っている。

総 合 評 価	施 設 所 管 課 の 評 価		人事課の 評価
	施設の管理運営については、適切に実施されており、関係法令を遵守した対応がなされている。 利用サービス水準の維持・向上については、入所サービスのほか、就労支援、相談支援、福祉ホームなどのサービスを提供する等、地域の中核として高い水準のサービスを提供している。また、地域に開かれた施設として、地域住民との交流にも力を入れている。		A

《評価指標》 S：適正であり、優れた実績をあげている。
A：適正である。
B：概ね適正であるが、一部改善を期待する。
C：改善が必要である。